

## 「e-styleエコ融雪」回線利用契約約款

株式会社 e-style（以下、当社という。）は、当社サービスを契約された皆様（以下「契約者」という。）に適用される「e-style エコ融雪」回線利用契約約款を以下の通りに定め、契約者は本約款を遵守して当社サービスの提供を受けるとともに、これを承諾する。

### 第1条（約款の適用）

当社は、次条以下の規定にて定めた「e-style エコ融雪」回線利用契約約款（以下「約款」という。）に基づき、この約款に定めるサービスを提供する。

### 第2条（約款の変更）

当社は、契約者の承諾無くこの約款を変更することがある。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款による。なお、当社は契約者に不利益となる約款の変更については2ヶ月前に、それ以外の約款の変更については一定の予告期間をもって、当社が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等の方法を含む）で契約者に事前に通知する。

### 第3条（契約の申込）

「e-style エコ融雪」回線利用契約（以下「契約」という。）の申込みをするときは、本約款を承認した上で、必要事項を記載した当社所定の契約申込書を当社に提出する。

### 第4条（契約内容の確認）

契約者は、契約申込書及び約款に記載された内容をすべて確認・承諾の上、当社との契約手続を行う。

### 第5条（契約申込の成立）

契約申込は、前条の契約手続をすべて完了し、当社がこれを承諾したときに成立する。

### 第6条（契約内容の誠実義務等）

当社および契約者は、契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行う義務がある。2 契約申込書及び約款に定めがない事項で必要なものについては、当社と契約者は、誠意をもって協議する。

### 第7条（契約者の変更）

契約者は氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の書面にて変更手続を行うものとする。

### 第8条（本契約の内容）

当社が契約者に提供する本契約の内容は、以下のとおりとする。

- ・「ロードヒーティング遠隔監視システム」（以下「本製品」という。）回線の提供

当社は本製品を用いて、降雪及び融雪状況の遠隔監視並びにボイラー等融雪設備の遠隔運転制御を行うための回線を契約者に提供する。

#### 第9条（本契約以外の対応）

契約者の所有するボイラー等融雪設備の維持管理・故障による対応は本契約の範囲外とする。当社が本契約以外の対応を行う必要がある場合には、対応の可否、対応の要否、対応する場合の諸条件（対応時期や対価の額を含むが、これらに限らない）については、別途当社と契約者が協議の上、決定するものとする。

#### 第10条（回線利用料）

契約者は、当社に対して、本契約に基づき当社が行う本製品回線の提供の対価として、契約申込書記載の回線利用料を支払う。回線利用料の支払条件等は下記の通りである。

- ①契約者は当社に対し、契約申込書に定める本製品回線の提供に係る回線利用料を、毎年11月末日までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。ただし、当社と契約者の協議により別途定めがある場合にはこの限りではない。
- ②前項の支払に係る振込手数料は契約者の負担とする。
- ③契約開始日がシーズン期間中の場合は、契約開始日からシーズン期間満了日までの残り日数により日割りで支払うものとし、翌年からは契約申込書記載の回線利用料を支払うものとする。
- ④契約者の支払が遅延した場合、契約者は当社に対して、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に応じ、年14.6%の割合で計算して得られた額を遅延損害金として支払うものとする。

#### 第11条（契約期間及び更新）

- 1 契約開始日が12月1日9:00～翌年4月1日9:00の間に該当する場合のシーズン期間は、契約開始日から翌年4月1日9:00までとし、翌年からは契約申込書に記載する契約期間とする。
- 2 本契約の期間は、契約申込書に定める契約期間までとし、契約期間終了日までに当社又は契約者により本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、一年間更新され、以後も同様とする。
- 3 契約者が契約者の事由により契約期間中に解約する場合、当社はすでに受領した回線利用料の返金義務を負担しない。

#### 第12条（免責事項）

- 1 当社は、通信サービスの性質上、その原因に関わらず、本回線の利用に関して被った遠隔操作の低下、復旧不能なデータ破損などに起因する損害についての賠償の責任を負わないものとする。
- 2 当社は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、又は、その他当社及び契約者の協議により当社に帰責性が存しないと判断された事由により、本契約上の義務を履行できない場合においては、その責を免れるものとする。

#### 第13条（権利義務の譲渡の禁止）

契約者は、事前に当社の書面による承諾なくして、本契約上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは担保に供してはならない。

#### 第14条（契約の解除）

- 1 契約者は、契約期間中に本件業務を必要としない事由が生じたときは、当社と契約者が協議のうえ、円満に解決を図るものとする。
- 2 当事者の一方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、他方当事者は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 当事者の一方に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、他方当事者は、催告なしに、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - ①手形又は小切手の不渡をなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止を受けたとき
  - ②差押、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立又は公売処分を受けたとき
  - ③公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ④営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき
  - ⑤財務状態の悪化又はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ⑥その他信頼関係を破壊する重大な過失又は背信行為があったとき

#### 第15条（反社会的勢力との関係遮断）

- 1 当社及び契約者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約するものとする。
  - ①自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと
  - ②自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
  - ③自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
  - ④本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - i 暴力的な要求行為
    - ii 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - iii 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - iv 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
    - v その他前記に準ずる行為
- 2 当社又は契約者は、本契約の有効期間内に相手方が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合、本契約及び個別契約の解除に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、契約を解除した当事者は、何ら責任を負わないとともに、契約を解除した当事者に損害等が生じた場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

#### 第16条（機密保持）

- 1 当社は、本件業務実施のために撮影した映像を個人情報保護法に基づいて管理することとし、法令等により撮影した画像の閲覧を要請された場合は、事前に契約者へ連絡の上開示することとする。
- 2 当社は、本件業務の実施に際し知り得た、契約者の秘密を正当な理由なく第三者に開示又は

漏洩しないものとする。

#### 第17条（管轄）

本契約に関連して訴訟の提起、調停の申立て等の必要が生じた場合の第一審の管轄裁判所は、当社の本店所在地を管轄する地方（簡易）裁判所とすることに合意する。

本契約約款は令和3年1月1日より効力を発するものとする。